

鴨川市中小企業等事業回復支援金 － 申請要領・様式 －

<受付期間>

令和4年8月1日（月）～ 令和5年2月28日（火）

<受付方法>

郵送もしくは、市役所2階商工観光課窓口での提出とします。

郵送受付先

〒296-8601
鴨川市横渚1450番地
鴨川市役所 建設経済部 商工観光課
鴨川市中小企業等事業回復支援金申請受付 宛

簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法を御利用ください。
普通郵便の不達については、本市は責任を負いかねます。

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課 商工振興係

【電話】04-7093-7837

【受付時間】午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日、年末年始を除く）

（8月1日版）

目 次

I	支援金の概要	
1	趣 旨	2
2	支給額	2
3	交付対象者	2
4	支給要件	3
II	申請手続き	4
1	問い合わせ先	4
2	申請手続き	4
3	支給の決定等	5
4	その他留意事項	5
III	提出書類	6
IV	各種申請特例	8

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格又は物価の高騰等の影響を受けて収益等が減少した者に対して、本支援金を交付します。

2 支給額

中小企業者等：20万円

個人事業者：10万円

※支給要件を満たす場合に定額で支給します。

※支給は、法人(個人)1回限りです。

3 交付対象者

中小企業者等又は個人事業者であること。

中小企業者等及び個人事業者は、以下のとおりです。

中小企業者等	次のいずれかに該当する法人 (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人 (2) 資本金の額及び出資の総額の定めがない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人
個人事業者	次のいずれかに該当する個人 (1) 個人で創業し、主たる収入を事業所得（農業（畜産を含む。以下同じ。）、林業及び漁業に係る所得を除く。）で確定申告をした者 (2) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入（農業、林業及び漁業に係る収入を除く。）を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告をした者（被雇用者及び被扶養者を除く。）

なお、以下に掲げる法人・団体、個人については、支給対象外とします。

- ・法人税法別表第1に規定する公共法人(国立大学法人、地方独立行政法人、土地地区画整理組合等)
- ・宗教上の組織又は団体
- ・政治団体
- ・「暴力団排除に関する規定」(鴨川市中小企業等事業回復支援金交付要綱第3条第3項)の各号のいずれかに該当する者
- ・支援金の趣旨・目的に照らして支給が適当でないと市長が判断する者

4 支給要件

下記の要件を全て満たしている必要があります。

- ・令和3年12月31日までに創業し、申請時点で、鴨川市内に「本店」又は「主たる事業所(※)」を有すること。

(フリーランス等、特定の事業所を有しない場合は、申請時点で、鴨川市内に住所を有すること。)

※中小企業者等の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地

- ・個人事業者（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地
- ・個人事業者（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地
- ・NPO法人又は公益法人等特例の場合は、履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認

- ・次の①又は②のいずれかに該当すること。

①令和4年1月から同年12月までのいずれかひと月の売上（農業、林業、又は漁業に係るものを除く。以下同じ。）が、令和元年、令和2年又は令和3年のいずれかの同月比で 30%以上減少していること。（売上には、国の持続化給付金、事業復活支援金、県の感染拡大防止対策協力金、中小企業等事業継続支援金、市の支援金、その他補助金等の額を加える必要はありません。以下同じ。）

②令和4年の事業所得が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の事業所得と比較して 30%以上減少していること。

- ・鴨川市が実施する「鴨川市農林漁業臨時支援金」、「鴨川市飼料高騰緊急支援金」の交付の対象でないこと。
- ・申請時点で事業を継続しており、引き続き鴨川市内で事業を継続する意思を有すること。
- ・事業の内容が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害することとなるおそれがないこと。
- ・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- ・「暴力団排除に関する規定」（鴨川市中小企業等事業回復支援金交付要綱第3条第3項）を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。

Ⅱ 申請手続き

1 問い合わせ先

本支援金の申請に係る御質問は、以下のとおり受付しています。

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課 商工振興係

【電話】 04-7093-7837

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日、年末年始を除く）

2 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和4年8月1日（月）から令和5年2月28日（火）まで

(2) 申請方法

郵送もしくは、市役所2階商工観光課窓口での提出とします。

(3) 郵送先

申請書類を以下の宛先に郵送してください。（令和5年2月28日（火）の消印有効）

【宛先】 〒296-8601

鴨川市横渚1450番地

鴨川市役所 建設経済部 商工観光課

鴨川市中小企業等事業回復支援金申請受付 宛

- ・簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法を御利用ください。
- ・普通郵便の不達については、本市は責任を負いかねます。
- ・書類の散逸を防ぐため、提出書類は全てA4サイズとするか、A4用紙に貼付してください。
- ・切手を貼付の上、裏面に申請者の住所及び氏名を必ず御記載ください。
- ・申請書類は信書扱いですので、メール便等では送付できません。

(4) 申請書類の入手方法

以下の方法で申請書類等を入手できます。

①鴨川市ホームページ

トップページ > 新型コロナウイルス感染症 > 事業者の方へ > 事業者への各種支援
(URL)

<http://www.city.kamogawa.lg.jp/site/covid-19/16502.html>



②鴨川市役所 建設経済部 商工観光課 (本庁2階)

千葉県鴨川市横渚1450番地

全日 8時30分から17時15分まで

(ただし、土日・祝日、年末年始は、本庁1階総合案内にて配布します。)

③天津小湊支所

千葉県鴨川市天津1104番地

平日 8時30分から17時15分まで

④鴨川市商工会

千葉県鴨川市横渚643番地2

平日 8時30分から17時15分まで

3 支給の決定等

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは、1ヶ月程度でご口座へお振り込みを行います。また、支援金の支給が決定した旨の交付決定通知書を申請者の住所(法人にあっては所在地。以下同じ。)へ発送いたします。

なお、支給しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書を申請者の住所へ発送いたします。

4 その他留意事項

- ・ 支援金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金していただきます。

※不正受給は犯罪です。厳正に対処します。

- ・ 申請書に記載された個人(法人)情報は、支援金の審査・支給の目的で使用し、その他の目的には使用しません。

Ⅲ 提出書類

- ・以下の申請書類を提出してください。
- ・提出書類は全てA4サイズで準備してください。
- ・提出書類の返却はいたしません。
- ・申請内容に、不明な点が発生した場合は、申請書に記載いただきました電話番号又はメールアドレスへ御連絡をさせていただきます。
- ・提出書類に不備があったり、判別が困難(コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等)であったりする場合には、再提出等を御願ひすることがあります。
- ・④国の「事業復活支援金の振込みのお知らせ」がある方は以下の⑤～⑩は省略できます。

	申請書類一覧	チェック	省略
①	鴨川市中小企業等事業回復支援金交付申請書 (詳細は P11～12)	<input type="checkbox"/>	/
②	誓約書 (詳細は P13) (※) 誓約書の住所、氏名の欄は、必ず自署でお願いします。	<input type="checkbox"/>	/
③	鴨川市中小企業等事業回復支援金交付請求書 (詳細は P14) (※) 振込先は請求者(申請者)と同じとします。	<input type="checkbox"/>	/
④	【国の「事業復活支援金の振込みのお知らせ」がある方のみ】 事業復活支援金の振込みのお知らせの写し(葉書のオモテ側と内側) <u>※対象月が令和4年1月、2月又は3月のいずれかであること。</u> (市が国からの支援金情報により確認します。)	<input type="checkbox"/>	/
⑤	令和元年、令和2年又は令和3年の売上が確認できる書類 (確定申告書類) (<u>売上の減少を比較するいずれか1年分の確定申告書類が必要となります。</u>) 【中小企業者等】確定申告書別表一の控え、 法人事業概況説明書の控え(両面) 【個人事業者】 ・青色申告を行っている場合：個人確定申告書第一表の控え、 所得税青色申告決算書の控え(両面) ・白色申告を行っている場合：個人確定申告書第一表の控え、 所得税の収支内訳書の控え ・主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者の場合： 個人確定申告書第一表の控え ※P3「4支給要件」②の事業所得の比較で申請する場合も、上記と同様の書類が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	令和4年の売上が確認できる書類(売上台帳等) (<u>令和4年1月から12月までのいずれか1ヶ月分、</u>) ・基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、合計金額等)が記載されている書類であれば、様式やフォーマットの指定はありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	<ul style="list-style-type: none"> ・経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳等でも問題ありません。 ・書類の名称が「売上台帳」でなくても問題ありません。 <p>※P3「4 支給要件」②の事業所得の比較で申請する場合は、令和4年の事業所得が確認できる書類(確定申告書類)が必要です。</p>		
⑦	<p>【中小企業者等の場合】 履歴事項全部証明書(写しでも可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。 ・発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	<p>【個人事業者の場合】 本人確認書類の写し(※1)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	<p>【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】 国民健康保険証の写し(両面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で有効であるものを提出してください。 ・保険者番号をマスキング(黒塗り)して提出してください。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩	<p>【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】 業務委託契約等収入があることを示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年、令和2年又は令和3年の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類の写しを提出してください。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1 本人確認書類は、下記の(ア)から(カ)のいずれか1点の写しを顔写真・文字等がはっきりと判別できる形で提出してください。

なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

(ア) 運転免許証(両面) (返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能)

(イ) マイナンバー(個人番号)カード(オモテ面のみ、個人番号通知カードは不可)

※マイナンバーカードのウラ面は提出不要です。

(ウ) 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)

(エ) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(両面)

(オ) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(本人写真、氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)

(カ) その他の官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書(本人写真、氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)

なお、(ア)から(カ)を保有していない場合は、下記の(キ)から(コ)のうち2点の提出で代替することができるものとします。

(キ) 住民票の写し(申請日から3カ月以内のものに限る)

(ク) パスポート(顔写真の掲載されているページ)

(ケ) 各種健康保険証(両面) (保険者番号をマスキング(黒塗り)して提出してください)

(コ) 年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書(本人写真、氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)

IV 各種申請特例

令和元年、令和2年又は令和3年の1カ月当たりの売上(事業所得)を確認できない方は、以下のいずれかにあてはまる場合、申請特例を適用できます。

1 新規開業特例(令和3年12月設立・開業の場合)

令和3年12月2日から令和3年12月31日までの間に法人を設立又は開業した場合、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

(想定事業者)令和3年12月20日に開業したため、令和3年12月の売上が少ない事業者

(令和4年12月の売上との比較では、売上減少要件を満たさず、支給対象とならない場合を想定)

《特例の内容》

令和3年12月2日から令和3年12月31日までの間の売上を、令和3年12月の設立又は開業後日数に占める令和3年12月の1カ月間(31日)の割合で乗じた金額を、令和4年12月の売上と比較する。

《P6～7の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

中小企業者等の場合：

・税理士による署名がなされた、創業日から令和3年12月31日までの売上(又は事業所得)を証明する書類(任意様式)

個人事業者の場合：

・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

2 合併特例(合併した法人)

売上又は事業所得を比較する2つの月の間に合併した法人の場合、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

(想定事業者)令和4年1月に合併した事業者

《特例の内容》

合併前の法人の合計売上(又は事業所得)と合併後の法人の売上(又は事業所得)とを比較します。

3 事業承継特例

①事業承継をした個人事業者(事業を行っていたものの死亡による事業承継の場合を含む)、②法人成りした法人、③個人成りをした個人事業者の場合(以下まとめて「事業承継等」という)、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

(想定事業者)令和4年1月に事業承継を受けた個人事業者

《特例の内容》

事業承継等の前の売上(又は事業所得)と事業承継等後の売上(又は事業所得)とを比較します。

《P6～7の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

個人事業者の場合：

- ・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

4 NPO法人・公益法人等特例

NPO法人や公益法人等(法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2に規定する公益法人等に該当する法人)で、令和元年、令和2年又は令和3年の1カ月当たりの月間売上を確認できない場合は、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

《特例の内容》

令和元年、令和2年又は令和3年の売上の月平均を当該年の各月の売上とみなします。

例 令和3年に12カ月営業し、合計売上が120万円で月別がわからない場合

$$120 \text{ 万円} \div 12 \text{ カ月} = 10 \text{ 万円}$$

令和3年1月から令和3年12月の各月の売上を10万円として、令和4年の対象月と比較することができます。

※この場合の売上とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入(公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。)のみを対象とします。

※「会費」は売上に含めることができます。

また、確定申告書類の代わりに、以下①及び②の書類を提出していただきます。

①特例に該当していることが確認できる書類

履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されることがわかる書類

②令和元年、令和2年又は令和3年の売上を確認する書類

(例)

種別	年間売上の確認書類
社会福祉法人	事業活動計算書
NPO法人	(特定非営利活動に係る)事業報告書
公益法人	正味財産増減計算書

5 罹災特例

平成 30 年又は令和元年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合は、以下により支援金の支給の判定を受けることができます。

《特例の内容》

罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の売上（又は事業所得）と、令和 4 年の売上（または事業所得）とを比較します。

例 1. 令和元年 10 月に罹災した場合

➡平成 30 年又は令和元年の売上（又は事業所得）と、令和 4 年の売上（又は事業所得）とを比較します。

例 2. 平成 30 年 10 月に罹災した場合

➡平成 29 年又は平成 30 年の売上（又は事業所得）と、令和 4 年の売上（又は事業所得）とを比較します。

《P6～7 の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

- ・平成 30 年又は令和元年に罹災したことを証明する罹災証明書等の写し
- ・罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の売上（又は事業所得）が確認できる書類(確定申告書等)

6 白色申告特例

個人事業者で白色申告のため、月ごとの売上が確認できない場合は、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

《特例の内容》

令和元年、令和 2 年又は令和 3 年の売上の月平均を当該年の各月の売上とみなします。

鴨川市中小企業等事業回復支援金交付申請書

鴨川市中小企業等事業回復支援金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第○条第○項とおり関係書類を添えて申請します。

令和○年○月○日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

記載例 (中小企業者等用)

〒296-8601

申請者 住所 鴨川市横渚1450番地

株式会社 鴨川商事

氏名 代表取締役 鴨川 太郎

(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名) 記

1 申請者の情報

Table with 4 rows:フリガナ (カブシキガイシャ カモガワショウジ), 名称 (株式会社 鴨川商事), フリガナ (カモガワシヨコスカ パンチ), 住所 (鴨川市横渚1450番地), 電話番号 (04-7092-1111)

Table with 3 rows: 申請者の種別 (中小企業者等), 資本金 (8,000,000), 担当者 (所属部署: 総務課, フリガナ: カモガワ, 氏名: 鴨川, 電話番号: 070-0000-xxxx)

※ 個人事業者の「住所」は、添付の本人確認書類記載の住所としてください。

2 交付申請額 金 200,000 円

3 次の(1)又は(2)のいずれかを記入してください。

小数点以下は切り捨て

(1) 売上の情報

Table with 3 rows: 本年売上 (3,964,000), 過去3年売上 (8,135,000), 減少率 (51%)

(2) 事業所得の情報

Table with 3 rows: 本年事業所得減少年, 過去3年比較対象年, 減少額

業種区分は

- ①鉱業,採石業,砂利採取業 ②建設業 ③製造業 ④電気・ガス・熱供給・水道業 ⑤情報通信業 ⑥運輸業,郵便業 ⑦卸売業 ⑧小売業 ⑨金融業,保険業 ⑩不動産業,物品賃貸業 ⑪学術研究業,専門・技術サービス業 ⑫宿泊業 ⑬飲食業 ⑭生活関連サービス業,娯楽業 ⑮教育業,学習支援業 ⑯医療業 ⑰福祉業 ⑱複合サービス業 ⑲サービス業(他に分類されないもの) ⑳分類不能の産業 から選択してください。

4 要件等に関する確認

該当する項目に✓してください。

- 全 ✓申請時において、市内に本店若しくは支店を有していること。
て ✓売上又は事業所得が30パーセント以上前年比で増加していること。
の ✓鴨川市農林魚業臨時支援金の交付の対
□ ✓鴨川市飼料高騰緊急支援金の交付の対
に ✓申請時において、事業を継続して実施し、引き続き市内で事業を継続して実施する意思を有していること。
✓事業の内容が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
✓事業を営むに当たって関係する法令及び条例等を遵守していること。

5 申請特例利用の有無

(希望する申請特例に✓してください。該当のない方は空欄で構いません。)

- 新規開業特例 □合併特例 □事業承継特例 □NPO法人・公益法人等特例 □罹災特例 □白色申告特例

鴨川市中小企業等事業回復支援金交付申請書

鴨川市中小企業等事業回復支援金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第○条第○項とおり関係書類を添えて申請します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

**記載例
(個人事業者用)**

〒 296-8601

申請者 住所 鴨川市横渚1450番地

鴨川商店

氏名 鴨川 太郎

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名) 記

1 申請者の情報

事業所の情報 本店又は主たる	フリガナ	カモガワショウテン						
	名称(屋号)	鴨川商店						
	フリガナ	カモガワシヨコスカ		パンチ				
	住所	鴨川市横渚1450番地						
	電話番号	04-7092-1111						
申請者の種別	選択	<input type="checkbox"/> 中小企業者等	法人番号	記入不要				
		<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業者	住所(※)	同上		生年 月日	明治・大正 昭和 平成	50年 4月 1日
資本金 (又は出資の総額)		記入不要		業種	⑧小売業		常時使用する従業員数	2 人
担当者	所属部署	記入不要		フリガナ	カモガワ		ハナコ	
	電話番号	090-0000-xxxx		氏名	鴨川		花子	
				メールアドレス	kamogawa_shoten@kamogawa.co.jp			

※ 個人事業者の「住所」は、添付の本人確認書類記載の住所としてください。

2 交付申請額 金 100,000 円

3 次の(1)又は(2)のいずれかを記入してください。

小数点以下は切り捨て

(1) 売上の情報

本年	売上が減少した月	令和4年	4 月	売上A	552,000	円
過去3年	比較対象月(同月比)	<input type="checkbox"/> 令和3年 <input type="checkbox"/> 令和2年 <input checked="" type="checkbox"/> 令和元年	4 月	売上B	856,000	円
	減少額 B - A	304,000 円		減少率	$\frac{B-A}{B} \times 100$	36 %

(2) 事業所得の情報

本年	事業所得が減少した年	
過去3年	比較対象年(同月比)	<input type="checkbox"/> 令和3年 <input type="checkbox"/> 令和2年 <input type="checkbox"/> 令和元年
	減少額 B - A	

業種区分は

- ①鉱業,採石業,砂利採取業 ②建設業 ③製造業
 - ④電気・ガス・熱供給・水道業 ⑤情報通信業
 - ⑥運輸業,郵便業 ⑦卸売業 ⑧小売業 ⑨金融業,保険業
 - ⑩不動産業,物品賃貸業 ⑪学術研究業,専門・技術サービス業
 - ⑫宿泊業 ⑬飲食業 ⑭生活関連サービス業,娯楽業
 - ⑮教育業,学習支援業 ⑯医療業 ⑰福祉業
 - ⑱複合サービス業 ⑲サービス業(他に分類されないもの)
 - ⑳分類不能の産業
- から選択してください。

4 要件等に関する確認

- 該当する項目に✓してください。
- 全 ✓申請時において、市内に本店若しくは支店を有していること。
 - て ✓売上又は事業所得が30パーセント以上前年比で減少していること。
 - の ✓鴨川市農林魚業臨時支援金の交付の対象となること。
 - ✓鴨川市飼料高騰緊急支援金の交付の対象となること。
 - に ✓申請時において、事業を継続して実施していること。
 - ✓事業の内容が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
 - ✓事業を営むに当たって関係する法令及び条例等を遵守していること。

5 申請特例利用の有無

(希望する申請特例に✓してください。該当のない方は空欄で構いません。)

- 新規開業特例 合併特例 事業承継特例 NPO法人・公益法人等特例 罹災特例 白色申告特例

誓約書

私は、鴨川市中小企業等事業回復支援金の交付申請に当たり、下記の事項について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、当該支援金の交付を受けられないこと及び返還に応ずることに異議ありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 支給要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- 2 鴨川市農林漁業臨時支援金及び鴨川市飼料高騰緊急支援金の交付の対象者ではありません。
- 3 鴨川市中小企業等事業回復支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項各号のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、その内容に該当しないことを確認するため、市が千葉県警察本部に照会することに同意します。
- 4 市から申請の内容について、調査への協力又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 （要綱第5条第2項の規定により申請書の添付書類を省略する場合）国の事業復活支援金（売上の比較の対象となる月が令和4年1月から3月までのものに限る。）の交付を受けたことを確認するため、市が国に照会することに同意します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請日を記入

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

住所 鴨川市横渚 1450 番地氏名 株式会社 鴨川商事 代表取締役 鴨川 太郎

※法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名

※記名押印又は署名をしてください

個人事業者の場合住所 鴨川市横渚 1450 番地氏名 鴨川商店 鴨川 太郎

記載例

第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

空欄(日付は事務局で記入します)

鴨川市中小企業等事業回復支援金交付請求書

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

中小企業者等:代表者印
個人事業者:認印(シャチハタ不可)

個人事業者の場合

住所 鴨川市横渚 1450 番地
鴨川商店
氏名 鴨川 太郎

請求者

住所 鴨川市横渚 1450 番地

→ 株式会社 鴨川商事

氏名 代表取締役 鴨川 太郎

印

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

空欄(日付等は事務局で記入します)

令和 年 月 日付け鴨川市指令第 号— をもって額の決定のあった鴨川市

中小企業等事業回復支援金について、鴨川市補助金等交付規則第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 000,000 円
- 2 振込先

中小企業者等:200,000円
個人事業者:100,000円

金融機関名	鴨川 銀行 金庫 組合	鴨川 本店 支店							
口座の種別・番号	1 普通 ・ 2 当座	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	カブシキガイシャ カモガワショウジ	ダイエウトリシマリヤク	カモガワ	タロウ					
口座名義人	株式会社 鴨川商事 代表取締役 鴨川 太郎								